

大阪市議員定数及び各選挙区選出数に関する
条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成27年10月23日

大阪市会議長 東 貴之様

提出者

改 発 康 秀	辻 淳 子	大 内 啓 治
岡 崎 太	杉 村 幸太郎	角 谷 庄 一
飯 田 哲 史	竹 下 隆	奥 野 康 俊
片 山 一 歩	伊 藤 良 夏	市 位 謙 太
今 井 アツシ	美 延 映 夫	木 下 誠
広 田 和 美	井 戸 正 利	田 辺 信 広
出 雲 輝 英	丹 野 壮 治	ホﾝダ リ 工
大 橋 一 隆	梅 園 周	守 島 正
藤 田 あきら	上 田 智 隆	不 破 忠 幸
徳 田 勝	金 子 恵 美	高 見 亮
佐々木 り え	藤 岡 寛 和	杉 山 幹 人
宮 脇 希		

(別紙)

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例の一部を改正する条例

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例(昭和26年大阪市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「86人」を「82人」に改める。

第2条の表中「大正区 3人」を「大正区 2人」に、「東成区 3人」を「東成区 2人」に、「阿倍野区 4人」を「阿倍野区 3人」に、「西成区 5人」を「西成区 4人」に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

説明

市会議員の定数及び各選挙区選出数を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例(抄)

第1条 本市会議員の定数は86人とする。

82人

第2条 各選挙区から選出する議員数は、次のとおりとする。

選挙区	議員数
省	略
大正区	<u>3</u> 人 2人
省	略
東成区	<u>3</u> 人 2人
省	略
阿倍野区	<u>4</u> 人 3人
省	略
西成区	<u>5</u> 人 4人